

運 営 規 程

社会福祉法人 多摩大和園
東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら

東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら（介護予防支援）運営規程

（事業の目的）

第 1 条 東大和市が開設し、社会福祉法人多摩大和園が管理運営する東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営のため、人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要介護状態等となることの予防、自立した日常生活を営むことができるための事業を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図り、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正・中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、市、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第 3 条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら
所在地	東京都東大和市清原 1 丁目 1 番地 3 4 号棟 1 階

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (常勤・下記担当職員のうち 1 名が兼務)

センターの従業者及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たると共に必要な事務を行う。

① 保健師等 1 名以上 (常勤・地域包括支援センターの業務と兼務)

② 主任介護支援専門員 1 名以上 (常勤・地域包括支援センターの業務と兼務 1 名)

③ 社会福祉士 1 名以上 (常勤・地域包括支援センターの業務と兼務)

④ 相談員 1 名以上 (非常勤)

(営業日及び営業時間)

第 5 条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。)

(2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第 6 条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法 (厚生労働省令第 37 号第 29 条から第 31 条の規定) に従って実施

(2) 利用者の相談を受ける場所は第 3 条に規定するセンター内又は自宅とする。

(3) サービス担当者会議について

① 開催場所は第 3 条に規定するセンター内、サービス事業所内又は利用者の自宅とする。

② サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員による居宅訪問頻度等

① 提供開始月

② 提供開始月の翌月から起算して 3 月に 1 回

③ サービスの評価期間が終了する月

④ 利用者の状況に著しい変化があったときなお、利用者の居宅を訪

問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(5) モニタリングの結果記録 1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、東大和市仲原、向原 1・2・4・5 丁目、清原、新堀とする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第 9 条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、担当職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、開設者である東大和市とセンター事業の管理運営者である社会福祉法人多摩大和園の協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 27 日一部改正 平成 24 年 4 月 1 日適用

令和 4 年 10 月 1 日一部改正・適用